

岩手県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成22年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 遠野市綾織町下綾織35地割237の81、237の222、237の223、237の240、237の242から237の245まで、237の80・237の82・237の225・237の232（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。